

公用自動車賃貸借業務契約書

- 1 件 名 (長期継続契約) 公用自動車印貸借業務
- 2 車種及び台数 小型自動車 (コンパクトカータイプ) 2 台
小型自動車 (ステーションワゴンタイプ) 2 台
小型自動車 (ミニバンタイプ) 1 台
- 3 賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
(2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで)
- 4 賃貸借料総額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 5 賃貸借料月額 金〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇, 〇〇〇円)
- 6 契約保証金

上記のことについて賃借人「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を甲とし、賃貸人「〇〇〇〇」を乙として次の条項に定めるところにより、契約を締結するものとする。

(総則)

- 第 1 条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添「公用自動車賃貸借業務仕様書」に従い、信義に重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、乙の所有する車両または乙の手配により借り上げる車両 (以下「借上車両」という。) を甲に貸与し、甲はその賃借料を支払うものとする。
- 3 乙 (代理人、使用人等を含む。) は、この契約書記載の業務に関して知り得た秘密その他この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約の契約期間終了後及びこの契約の解除後も同様とする。
- 4 この契約書における期間の定めについては、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 及び商法 (明治 32 年法律第 48 号) の定めるところによるものとする。
- 5 乙が、法人または組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

(契約の保証)

- 第 2 条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則 (昭和 39 年福島県規則第 17 号) 第 229 条第 1 項第〇号の規定を準用し、納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第 3 条 甲は、借上車両を公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構職員以外の者に使用させてはならない。
- 2 乙は、この契約から生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(燃料、保険料等)

第4条 借上車両に係る燃料費、保険料等の負担は次のとおりとする。

- (1) 契約期間中の燃料費は甲が負担する。
- (2) 保険料、公課費用、消耗品等は乙が負担する。

(車両の受取り、返還等)

第5条 車両の受取り、返還の手続は次のとおりとする。

- (1) 車両受取り場所は、甲が指定する事務所とする。
- (2) 甲は、借上車両を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 返還場所は、原則として車両受渡し場所とする。
- (4) 車両の交換

ア 甲は、借上期間中の車両交換の必要性が生じたときは、乙に車両の交換を請求することができる。

イ 乙は、前記の場合は、借上車両と同車種の車両と交換するものとする。この場合は、交換前の車両と引き続き借上げがなされたものとする。

2 乙は、適切に整備された車両を貸し出すものとし、甲は、当該車両を検査の上受取るものとする。

(自動車保険)

第6条 乙が甲に貸出す車両は、自動車損害賠償責任保険のほか、次の保険補償を最低限具備した車両とする。

- (1) 対人補償 無制限(自賠責を含む)
- (2) 対物補償 無制限(免責額0円)
- (3) 車両補償 時価額(免責額0円)
- (4) 搭乗者補償 1名につき5,000万円

(交通事故の解決)

第7条 甲の使用中に交通事故が発生した場合は、甲、乙協力して、当該事故の解決にあたるものとする。

(賃借料の支払)

第8条 乙は、1か月分の賃借料を取りまとめて甲に請求するものとする。契約単価に数量を乗じた金額に法定の消費税及び地方消費税を加算し、甲に請求書を提出することとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「支払約定期間」という。)以内に賃借料を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、賃借料を支払約定期間内に支払わない場合は、甲に対して支払時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ支払遅延金額に対し年2.5%の割合で計算した額を支払遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により支払時期までに支払いをしない場合は、当該理由の継続期間は支払約定期間に算入せず、または遅延利息を支払う日数に計算しない。

2 前項の規定により計算した額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しない。また、その額に100円未満の端数がある場合は、その額を切捨てるものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、将来に向けて契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、または履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が破産の申立をしたとき。
- (3) 乙が契約の解除を申出たとき。
- (4) 乙またはその代理人、もしくは使用人等に不正な行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店、若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められたとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対し資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約または資材、原材料の購入契約、その他契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当すると知りながら、当会社と契約締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約、その他契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は違約金として契約金額または契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納めなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納めなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部または一部が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、または乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不可能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第 12 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納めなければならない。ただし、第 1 号または第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公正取引委員会が、乙の違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合であっては、その役員または使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 または同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第 13 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（疑義についての協議）

第 14 条 この契約に定めのない事項及び契約の各条項または仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議し、これを定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 15 条 前条の規定による疑義が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とする。

特約条項

甲は、賃貸借期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の予算の減額、または削除があった場合、この契約を変更または解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保存する。

令和〇年〇月〇日

甲	住 所	福島県福島市中町 1 番 19 号
	氏 名	公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
	代表者	理事長 斎藤 保

乙	住 所	
	氏 名	
	代表者	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うにあたり個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

（作業場所の指定）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、または自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、または消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去または廃棄する場合は当該個人情報が復元できないように確実に消去または廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去または廃棄した場合は、当該個人情報の消去または廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、または乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙または乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部または一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。